

# 令和6年第1回定例市議会追加提出議案

( 3 月 1 日 提 出 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
30 (議 案)	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	1



議案第30号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

保険料軽減判定所得基準の見直し、退職者医療制度の廃止並びに保険料率及び保険料賦課額の算定に係る端数処理の府内統一化に係る改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条の2に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第9条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、大阪府」を「大阪府」に改め、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険

者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第13条の2から第13条の5の2までを次のように改める。

第13条の2から第13条の5の2まで 削除

第13条の6中「又は第13条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。）」を削る。

第13条の6の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第13条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の6の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第13条の6の6から第13条の6の9までを次のように改める。

第13条の6の6から第13条の6の9まで 削除

第13条の6の10中「又は第13条の6の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。）」を削る。

第13条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の8に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第13条の11第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第16条第1項中「第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6」を「第13条の6の3」に改め、「若しくは第13条の5」を削り、同条第2項中「、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6」を「若しくは第13条の6の3」に改め、「若しくは第13条の5」を削る。

第19条第1項中「又は第13条の2」を削り、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の6」を削り、同条第4項中「又は第13条の2」を削る。

第19条の3第1項中「又は第13条の5」を削り、同条第3項中「又は第13条の5」、「又は第13条の6の8」及び「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と」を削り、「第2項中」を「前項中」に改め、同条第4項第1号中「又は第13条の5」を削り、同条第6項中「又は第13条の5」、「又は第13条の6の8」及び「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と」を削り、「第5項」を「前項」に改める。

第19条の4第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第13条の2」を削り、同条第7項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の6」を削り、同条第8項中「又は第13条の2」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



